

長野市農業委員会第28回総会議事録

- 1 日 時 令和7年5月30日(金)
開始時刻 午後2時30分 終了時刻 午後4時51分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 阿部 孝二 2番 北村 守 3番 駒村 保幸
4番 青木 保 5番 久保田清隆 6番 野池 久
7番 長谷部 孝 8番 小池 知永 9番 渡邊 美佐
10番 小林 清男 11番 清水 貢 13番 奥山 雅茂
14番 山本 忠宏 15番 祢津 光博 16番 北澤 万正
17番 横山 幸季 18番 高木喜久夫 19番 曾根 信一
20番 花見ひとみ 21番 近藤 利章 22番 宮崎 治夫
23番 善財 良治 24番 佐藤 隆 25番 和田 修
- 4 欠席委員
12番 鈴木啓佐利
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 主 事 相澤 巧基
主 事 成島 和沙 職 員 浅川 清和
農業政策課
主 査 松田 沙織
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第266号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第267号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第268号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の意見聴取について
議案第269号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取について
議案第270号 非農地決定について
報告第85号 農地法第4条の規定による届出について
報告第86号 農地法第5条の規定による届出について
報告第87号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第271号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

曾根会長代理　ただ今より第28回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は、12番鈴木啓佐利委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　皆さん、ご苦労さまでございます。非常に先週からちよつとばたばた、予定がいろいろ入ってまして、忙しい中でしたけれども、一つは5月20日の管内視察研修、非常にご苦労さまでございました。四十数名の方がご参加をいただきました。特に東部地区の調査会長、いろいろと段取りいただきまして、ご苦労さまでした。ありがとうございます。それぞれ現地を確認して、参考になったこと、次へのステップを感じられた方といろいろおありかと思えますけども、ぜひ糧にさせていただければありがたいなというふうに思っております。

二つ目ですけども、今、曾根代理さんのほうからもお話がありましたように、5月21日の夕方5時から6時までの強風と、それから降ひょうの被害でございます。長野市は、今言われております塩崎が、非常に大きな被害が出たということです。北信で見ますと、一番やっぱり被害の大きいのは中野市です。中野市は、特にぶどうの新梢が、このぐらいの大体、枝に出てきてますけども、まだその針金を止める前に、止めるという作業をやっている最中に風が来て、その根元から、幹から出てる所から落ちちゃって、その幹だけしか残らないというような非常に酷い状況です。

中野市、それから山ノ内町、夜間瀬川沿いにずっとやられているということです。それから桃とりんごも粗摘果が、大体特に早生関係は全部終わってるという中でやられたので、相当やっぱり傷の問題と、それからりんごや桃の新梢も落とされたということの説明が、昨日と今日と中野市で、19市の農業委員会長会の総会の研修会でありました。そのときに中野市の会長からそんなお話をお聞きしました。いずれにしても、今の手立てとすれば、取りあえず県はざっくりで約2億円の被害予想をされています。

当然、長野地域振興局それから北信地域振興局も支援センターを中心に、その処置について該当のJAさんと一緒になって、例えば、消毒といいますか、雑菌対策をするなどの処置について、現場へ行って指導をされてるというふうに聞いております。

今後についてですけども、詳細についてもうちよつと、当然、県からも情報出ておりますけども、最終的には収入保険なり果樹共済等々で救済をしなければ、取りあえずの手としてはないんじゃないかなというふうに思ってます。私もNOSAI長野の理事をし

ていますけども、特に心配しているのは中小農家で、認定農業者になってない農家さんですよね。収入保険に加入できる資格じゃないんで、そういったところについては、本当にちょっとどこまで対応できるか疑問なんですけども、この辺についてはまたNOSAIの本部の事務局ともいろいろと意見交換をしていきたいなというふうに考えております。

それから、『農地のつぶやきⅡ』をちょっとご覧いただきたいと思います。一つ大きいニュースは、たまたま28日ですけども、東京に行きました。全国農業委員長大会が東京の渋谷公会堂で行われまして、そこで地域計画を実現するために国にやってもらわなきゃならない項目を参加者全員で決議し、それを即、小泉農水大臣、それから私ども長野県としては、長野県選出の全ての国会議員さんに要請をいたしました。裏側をちょっとご覧ください。裏側に全国農業会議所、いわゆる全国農業委員会として政府に申し入れた内容です。ここで一番大事なものは、やっぱり何をやるにもお金が必要なんですよね、お金で。1番目、ローマ数字のⅠで、農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化というところなんです。小さい2で、構造転換実現に向けた別枠予算の確保ということを謳っています。できれば改正基本法を、今もう施行されているんですけども、5年間で今の国の一般会計予算とは別枠に、農業だけで数兆円の予算を確保してほしいと。その中で具体的な地域計画のそれぞれの、長野市もそうですけども、各地域で、例えば基盤整備事業をやりたいとかいろいろな項目が入っていますよね。そういったことを別枠の予算でぜひ進めてほしいということをお大前提で、今回、お願いしました。さらに、地域計画の実行に向けた具体的な支援だとか、農地制度の見直しだとか、いくつかここに書いておりますので、ご覧をいただければありがたいというふうに思っています。

それから元に戻りまして、私から皆さんに、春からお願いをし始めました地域計画の定着化ということで、若穂の場合は一足早く23日の夕方、若穂地区は二つのブロックがあるんですけども、合同で若穂地区農業地域計画と農地流動化制度の変更説明会という形で開きました。対象者が277名おるんですけど、そのうち全員ご案内いたしましたところ、68名の方が参加をしてくれました。非常に農業で疲れてるんですけども顔を出してくれて、そこで改めて地域計画の重要性についてのお話だとか、それから今回変わりました農地のいわゆる貸借関係、特に所有権の窓口とかも変わったとか、地域計画のエリアと地域計画前のエリアと、この制度が変わっていますよということを含めて、来られた68名の方に資料を出しました。これを開いたのは、一応、音頭を取った

のは私ども若穂地区の農業委員なんですけども、今回は、農業政策課が非常に積極的にサポートしてくれました。正直申し上げまして、案内文全部、農業政策課で出してくれました。リスト全部に出していただいたり、それから講師の手配も全部していただきました。県の間管理機構に来てもらったり、長野市の農業公社の担当者も来てもらったりというようなこと。また、私どもの農業委員会事務局にも何人か来ていただきました。そんなんで相当意見もいくつか出されまして、参加されてる方々で意見交換もできたし、地域計画そのものに対しても、期待もやっぱりされてるんだなということを感じましたので、最後の1月2月にお茶を濁す程度にやるんじゃなくて、できれば早めに各地域でできるところからやっていただきたいと。そんなモデル的なかつこいいこととかしなくてもいいんじゃないかなと思っています。まずはそういう場を作って、まずこういったことを農業委員会中心に動いているんだよってことを、地域の農家さんに少しでも理解いただければありがたいなというふうに思ってますので、参考までにご紹介申し上げます。

それから、その下に地域おこし協力隊が、この前申しましたように、12名のうち今11名が農業関係に従事してるということで、更に地域活動支援課では、今年の秋に増員の計画で動いています。若穂もまた手を挙げまして、今年の9月にもう一名増える予定です。当然、農業専門ということなので、今回は住自協にお任せじゃなくて、農業委員さん、山本委員さんと私が出て、更に担当の農地利用最適化推進委員さんも同席してもらって、その応募者の性格だとか、それからどのような意向を持ってるかということ、直接耳で聞いていただいて、合格したとなれば、ちゃんとしたサポートをしようというようなことで、今回、初めてこういった形式を取りました。長野市もそれから住自協も非常に心よく支援をしていただきましたので、もしそういったことをされておられる地域は、こんなことも参考にさせていただけたらいいんじゃないかというふうに思います。

長くなりましたが、今日は、本題の農地法の他に経基法も結構出ております。それから、法人の農家創設等々もやりますので、限られた時間でございますけども、効率的に進めたいと思いますので、ご協力をいただきたいと思います。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長よりご挨拶をお願いします。

大島事務局長 皆さん、お疲れさまです。また、管内視察では暑い中ご参加いただきまして、ありがとうございました。私も皆さんの仲間に入

って2カ月が経ち、農地法に基づく申請から許可ということまで一通り理解をしたつもりですが、それぞれの案件で、いろいろ課題があるなというのは感じております。

先ほど会長からお話あったように、地域計画、これから進めていかなければいけないんですが、私も会議に参加させていただいて、農家の皆さんが、まだ地域計画ですとか農地の貸借の制度が変わったっていうことを知らない方が結構多いので、若穂がまず先陣を切っていただきましたので、各地区でも、若穂のように地域計画の地区1個ずつではなくて、一緒になって、例えば松代なら松代、ちょっと篠ノ井は大きいとは思いますが、ちょっと分けてってなるかもしれませんけど、そんな形でうまく形を取っていただければ、また事務局から農業政策課等にも協力依頼をして、いい形で開催できるようにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。本日はよろしくをお願いします。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、よろしくをお願いします。

議

長

それでは、規定に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、よろしくご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号9番 渡邊美佐委員と、議席番号10番 小林清男委員、両委員をお願いいたします。よろしくをお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与をすることができないとなっております。本日の議事案件に関しましては、議案第268号におきまして、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与をすることができない案件がございます。その他、当事者又は関係者となっている方がございましたらお申し出ください。先ほど、実際に差替えて皆さん方にお配りをしています。それ以外に心当たりがあるという方は、いませんか。

【該当なし】

議

長

それでは、それ以外はなしと確認をいたしました。それでは次に、議案の訂正等について事務局から報告をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けし

てご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊農地法議案と別冊1農地中間管理事業の推進に関する法律議案にありました。最初に、別紙第28回総会農地法等議案訂正票（総会用）、A4の半分の紙でございますが、こちらをご覧いただきたいと思っております。訂正内容につきましては、本冊の3ページの農地法第3条の6番の現況地目の所でございます。現在、田になっておりますが畑に修正をするものです。なお、別冊1農地中間管理事業の推進に関する法律の関連につきましては、後ほど議案の説明の際に、農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 それでは、本日は法人の農家創設案件が1件ございます。最初に聞き取り調査を行いたいと思っております。事務局より、本件の流れについて説明をお願いいたします。

笠井主幹 最初に、聞き取り調査についてご説明申し上げます。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはございませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。資料は、別冊2をご覧いただくようお願いいたします。本日は、株式会社●●さんからの意見聴取となります。当法人は、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。なお当法人は、地区調査会におきまして営農計画の説明をしておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会におきましても営農計画の説明をしていただくため、お越しいただいております。

続きまして、聞き取り調査の流れについてご説明申し上げます。まず関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席していただくから、通常の見議を行います。説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から議案の見議の流れについて説明をいただきました。それでは、中部地区調査会長から、株式会社●●さんの営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区調査会の北村でございます。私から、農家創設について、別冊2について調査をいたしましたので、簡単にコメントをしたいと思っております。最初にちょっと報告がありますが、先ほどありました農家創設案件でありますので、本来であれば法人責任者に調査会に出ていただいて、いろいろ説明を受けるって言うところなんです、相当、農業政策課にもやっていただきました

けども、県外であるということもあり、海外出張等もありまして、どうしても日程調整できず、事前に担当課と地区担当者と私と、それから野池農業委員で聞き取り調査をしまして、それで調査会を経て本日まいりました。その前提で、若干コメントをさせていただきたいと思います。

まず表紙をめくっていただきまして、営農計画書の所を見ていただきますと、この企業の住所は埼玉県新座市になっています。法人名は先ほどあったようなことであります。そして、既にお目通しいただいてると思うんですが、定款を見ていただきますと分かりますとおり、この会社の本業は不動産業ということですが、また営農の概要とか見ていただきましたとおり、不動産業をやりながら、不動産業といっても自分の土地にアパートを建てたりということで、安定した事業というふうにお聞きしましたけども、そこに、新たに価値を高める農業を目指して、新たにワイン用ぶどうの栽培に取り組みたいということで決定されたということになります。そういうことであるのであれば、この会社の代表者の実家、生家が川中島町なんですけども、その周辺で、親しみのある農地でワイン栽培に取り組みたいということがあります。

ただし、この今回、申請された当該申請地、既に3年前から同社が耕作しているものでありまして、今回、正式に中間管理機構を通じて賃借権を設定するという内容であります。したがって、追認案件ということになります。

農地は、先ほど事務局からありましたように、別冊1の地域計画内で1筆、それから外に3筆の合計4筆が出てきますので、ご決定いただければというふうに思います。それで、中部調査会としても現地確認、農地の確認をやってきております。それから栽培技術のヒアリングもやっております。現地をまず野池農業委員に見ていただきましたが、きれいに耕作されていて、農業をやっていくことについての熱意とかそういう問題についても、全く問題ないということでもあります。それから、栽培とか醸造技術、これについては聞き取りで、ここにも記載されておりますけども、千曲川ワインアカデミー、それから●●さん、例のワイナリーやっておりますけども、そこに勤めて勉強してきてるということでありまして、我々とすれば、腰掛けじゃなくて、やっぱ本気で農業に取り組んでみたいと、小さい面積でありますけども、そういう熱意は感じております。それから、醸造も最初からワイナリーというような構想ではなくて、委託でやるってということなので、会社経営らしい堅実な経営方針というふうな受け止めております。

そんなことで、あと資金的にも既存の会社ありますので、全て

自己資金ということではありますが、そういうことを勘案しますと、先ほどの住所見ていただいた、この1ページというか表紙の裏にありますように、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる場合の要件が、この1、2、3、4つあります。ということで、これは農地法とほぼ同じなんですけども、全部効率的にとか常時従事とかありますけども、既に役員が1人、住居も転居していますので、条件を満たしているというふうに判断しまして、問題なく耕作していただくということで、調査会としては判断いたしました。以上であります。

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長
笠井主幹
兼事務局長補佐

すみません、議長。

はい、どうぞ。

農業政策課より一部資料の訂正依頼がありますので、ご報告させていただきます。

資料1ページ開きますと、1番の営農の概要というところがあります。ここの(1)番、(2)番、(4)番の所に、ジュースという言葉がございますが、こちら大変申し訳ございませんが、シードルです。こちらの修正を依頼されております。

議長
笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

シードルね。

はい。

これで今、中部調査会長からもご説明を受けましたけど、中部調査会長の説明に対して、皆様からのご質問はよろしいですね。そうしましたら、●●さんの入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議長

長 どうぞ、お座りください。大変お忙しいところご足労をいただきましてありがとうございます。私は、長野市農業委員会の会長をしています青木と申します。本日は遠路、埼玉からはるばるご来庁していただきましてありがとうございます。

これから、法人の農業参入に当たっての私どもの審議の材料として、それぞれご質問等させていただきますので、よろしく願いいたします。最初に、●●さんのほうから、営農概況、いわゆるご提出いただきました資料に基づいて、営農の概況説明を簡単をお願いしたいと思うんですけど、よろしいですか。

法人担当者

それでは改めまして、皆さまこんにちは。●●と申します。座ったままで失礼いたします。よろしく願いいたします。皆さまのお手元に営農の概要という。

議長
法人担当者

はい、配られております。

そちらに簡単に書かせていただいていると思いますけども、そちらについて少しご説明をさせていただきます。弊社は、大きく

分けて二つの柱で展開をしております、不動産事業と、そして紅茶やハーブなどのプロダクトの製造販売、それに伴う教育、イベント事業という形で分かれております。会社の設立前から個人事業主という形で既に20年以上、不動産ですとか、それから教育活動というものをしてきた経緯から現在に至っております。

私個人としても、まだ現在、紅茶やハーブの講師育成などの教育活動というものを、会社の事業とまた別で行っております、日本の紅茶普及を目的として活動しております日本紅茶協会というものがございまして、そちらの下、そこで育成した講師で構成されました日本ティーインストラクター会というところの会長も務めております。もともと、なぜ長野で営農を始めようかというところなんですけれども、私、川中島が出身地でございまして、川中島の阿弥陀堂という所に実家がございまして、16代続いている家なんですけれども、私の父もサラリーマンだったということがありまして、一度も実は長野には住んでおりませんで、東京育ちでございまして。祖父、祖父母の家ということで川中島に来てございまして、桃とかぶどうとかというのにはずっと小さいときから触れてございまして、祖父も教員であったことから、桃をやりながら兼業という形でずっと桃等の栽培はしてございました。ということもありまして、桃畑とかぶどうとか、それから田んぼとか、そちらは近隣の方とか親戚の方とか、そういった方たちにお貸しして、やっていただいているという感じで、現在もそれがまだ続いている状況です。実家の所有地というのはあるんですけれども、今はよその、周りの方たちがそちらを使って桃の栽培等をしているという状況です。

親も高齢になったということもありまして、今後のことを考えたときに、持っている土地含めまして、どう活用していったらいいのかなというところで、私にできることを考えたときに、ワイナリーというものが長野県ではやっているというか、結構盛んになっているということもありましたので、今から5年ぐらい前からですが、東御市にあります●●というところで学び、そしてぶどうの道に入ったというところが、現在のぶどう栽培の基になっています。

それで、今現在は、実家の土地というのは他の方に貸しているということもありまして、1カ所だけ、一番最初に植えたのが、自分の土地でぶどうの栽培を始めているんですけれども、それを見た周りの方たちが、この人、何やっているんだろうと、結構たくさんの方たちにお声を掛けていただいて、植え付けからそういった周りの地域の方たちにもすごく協力をしていただいて、現在に至っています。周りの方たちはやはり高齢なので、私、●●ち

ゃんと呼ばれてるんですけど、●●ちゃん戻ってきたんだっただけひうちの畑もやってくれないかということで、今お借りしている土地はそういった経緯でやらせていただいています。我が家が持っている土地には桃も植わっておりますので、そこを返していただくという方法もあるんですけども、やはり果樹というのは1年2年で育つわけではない、もちろん皆さまよくやられてらっしゃると思いますので、それを無理やり返していただくのではなくて、やはり使えない土地、そういったところが阿弥陀堂にどんどん出てきていますので、そういったところで代わりに私が入らせていただいている、そしてそこでぶどうをやらせていただく。逆にうちがお貸ししている土地の桃とかそういったものも、やはりその土地を活性化させたい、それから川中島、阿弥陀堂の景観を守りたい、そういう思いがある方たちが周りにおりますので、その方たちの桃を頂戴して、私たちのほうで加工をして、この夏、桃のシードルとしてリリースすることが決まっています。まだワインのほうはリリースしておりませんので、今現状で造っているところからの収益というのは、まだ全然出ていない状況なんですけど、地域の方たちと一緒にその地域の特産、やはり全国で川中島白桃、川中島というブランドがとても全国で有名だということは、地方にいる私とかがとても感じているところなので、ぜひその辺のブランドをアピールしたいという思いと同時に、新たなものを発信したいということで、ぶどう、ワインを造るということに、私は会社としてと言いますか、力を入れてやっているというのが現実というか、現状です。

生産する作物としましては、ぶどうから作られるもので、ワインとかぶどうのジュース、それから地域の桃を使った桃のシードルとか桃のジュース、そういったところからスタートになります。埼玉と長野との2拠点生活ということで、今、週の半分が長野です。埼玉のほうの仕事もありますので、月曜日もしくは金曜日になるべくそちらの、例えばミーティングとかそういったものを入れるようにしております。平日、火曜日から金曜日は長野にいて、ほぼ畑で作業をしている。今、私ともう1名おりますが、2名プラス実家の母でしたり、ご近所の方たちだったり、ご一緒になって手伝っていただいているという状況になっています。お借りしている土地というのが、やはりここ使ってって言われて使わせていただいている所なので、正直、広い土地では全然なくて、なかなか機械が入らないようなそういった所でもありますので、今後の課題としては、機械を使った作業の効率化とかそういったところがどれだけできるのかということと、生産効率とかも変わってくるのかなというふうには感じています。今、消

毒は昨年、途中から動噴投入したんですが、SS とかが入れるような土地ではないので、頑張って背負って、10日に1回、ハーハー言いながらやっています。そんな感じで農業をやらせていただいているというのが現状でございます。

将来的に、最初はワイナリーを造りたいと思っておりまして、長野市では、昨年、私の先輩も有旅のほうでワイナリーを立ち上げたりというところがあるんですけども、やはり先行投資はものすごい大変だということがありますし、先輩方の様子を見ても、なかなか軌道に乗らないという現状も見てきております。ですので、そこはすごく慎重になっておりますので、ちょっとその辺についてはまだ未定ですが、夢は持ちながら続けていこうかなというところで、今、頑張っているというそういったところでございます。私からは以上です。

| | | | |
|--------------------------------------|------------------|--------|---|
| 議 法 議 法 議 | 人 担 当 者 | 長 者 | ご主人、何か補足ございますか。 |
| | | 長 者 | いえ。 |
| | | 長 者 | 特にございませんか。 |
| | | 長 者 | はい。 |
| | | 長 者 | ありがとうございました。熱意も含めて、よく理解をできました。ちょっと質問させてもらっていいですか。既にワインぶどうは栽培されているんですね。 |
| 法 議 法 議 法 議 法 議 | 人 担 当 者 | 長 者 | はい。 |
| | | 長 者 | 川中島の既存の農地で。 |
| | | 長 者 | そうですね。4年目に一応なります。 |
| | | 長 者 | 4年目に。 |
| | | 長 者 | 長野と埼玉と。4年前からぶどう栽培は始めています。 |
| | | 長 者 | なるほどね。どんな品種を造られていますか。 |
| | | 長 者 | 長野ですと長野市の推奨品種である善光寺竜眼、それからシャルドネ、ソーヴィニヨン・ブラン、プチ・マンサン、それからピノ・グリ。 |
| 議 法 議 | 人 担 当 者 | 長 者 | 結構ある。 |
| | | 長 者 | 結構あります。正直、ある意味、最初に試験的と言いますか、この土地で実は本当にワイン用のぶどうが育つんだろうかというところも含めて、何がこの土地でできるのかなという思いで、4年前は自分の所の土地に植えています。ですので、そこからたくさん収穫、収量が収穫できるのかというところというわけではなくて、どれが適しているのかなという、そういうところでのスタートになっています。 |
| 議 法 議 | 人 担 当 者 | 長 者 | 既に情報としてはお持ちかと思えますけども、長野市は長野市善光寺バレーという、最近若い人たちが中心になって、長野市内でもあちこち、個人の醸造所を立ち上げて、それで新しいビジネ |

スをスタートしているという事例もあります。そういった面ではこれから、もっとワインの醸造関係者ってのは増えてくるんじゃないかというふうに思っております。ぶどうはこっちで作って、埼玉に戻って、埼玉で醸造はってことはないでしょうね。そんなことも視野に入っているんですか。

法人担当者 いえ、本当は自分が一番造りたいです。ただ、やはりそれにはハードルがとても高いということもありますので、実は長野市で委託で受けてくださるワイナリーさんを探しましたが、いらっしやなくて。残念ながら長野市内では委託が受けられないというところだったので、お隣の千曲市のワイナリーさんに。

議長 長 メイドイン長野市にはならないんですね。

法人担当者 なりたいんですが、ぜひ長野市のワイナリーさんにお声掛けしてください。なかなか自分のところの方針がそれぞれおありということと、キャパの問題もあるんだと思うんですが、私のよく知っている、長野市で一番最初にワイナリーを造られたところも、実はうちのぶどうを植えるときに手伝いに来てくださっていて、そのぶどうを植えたりするのも私たちも手伝いに行ってるような、仲良くはさせていただいてるんですが、会社の方針で、よその所のぶどうは作れない、ワインはできないっていうことだそうです。

議長 長 ちなみに昨年ほどのぐらいの収量が採れたんですか。何キログラムぐらいですか。

法人担当者 300 キロぐらい。

議長 長 300 キロぐらい。これからですね。分かりました。私以外に、皆さん方ご質問があればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。阿部委員さん。

阿部委員 それでは、ご苦労さまです。中部調査会で、川中島と更北の所で農業委員やっている阿部と申しますが、私は川中島の今井という所にいます。

阿弥陀堂は有名な所で、本当に。それで、中部調査会で私のほうから意見出させていただいたのが、さっき●●さんから言われたように、個人で20年間ぐらいやっていて、法人にして5年ぐらいっていうことだと思っんで、ちょっと個人と法人がちゃんと理解して分けられているのかなってというのが、この計画書の中でちょっと見えなかったもので。農業の創設のときに●●の出資を増やして●●にしたと思うんですよね。それで、農業関係の事業を目的としていくつか出されたと思うんですよね。そうすると、結構さっきも言われたように、農業はなかなか簡単にはもうからないっていうことだと思っんで、それだからいろんな資材とか機械とか、農業機械というのはかなり高いもので、その関係で●

●の資金を増やしたんじゃないかなという観測はされるんですよ。皆さんが出された中身でいくと、●●の売上げがあると。それからもう一つ下のほうで●●という売上げがあるというのは出てはいるんだけど、売上げと経費がどういう状況になってるのかなっていうのが、これから農業やる上でね。

それで、●●さん、息子さんが240日労働するということになっていて、その息子さんが一番、農業に携わるということだと思うんですよ、この計画書では。だから息子さんが農作業を中心にしながら、今後全体を見ていくという方向に、それで実家に住んでいらっしゃるということをおっしゃられたもので、そういう点では、そういう中身の数字的な計画が、ちょっとこの提案の中身には十分されてなかったもので。それで心配で、どういう形で進めていくのかなということを中部調査会では審議させていただきました。なので、不動産は不動産で利益が上がるだろうけど、やっぱり農業は農業だけで収入と支出できちっと分けながら、それで子どもにも収支のバランスをよく分かるようにしながら、農業経営を更に拡大するっていう計画をやっていただくことがこれからの農業でね。そういうことをやることによって、またいろんな市の補助金とかいろんな制度があると思うんで、そういうのも活用できる計画にしていかないと、農業っていうのはなかなか進んでいけないんじゃないかなということで、この計画の中でいくと、その辺のところはちょっと十分どうかと。さっき社長さんが言われたような計画とこの中身と、ちょっとバランスが取れてないなということで。口頭で言われたことで皆さんの了解が取れば、審議はOKになるということだと思いますので、その辺の今私が言ったことの中で、何か対応できることや、また考えていることがあれば、答弁していただければと思います。

議 長
法 人 担 当 者

●●さんのほうで、これに関するコメントがございましたら。補助金の件ですけれども、去年の春からそういう補助金制度があるということをおっしゃるので、関係者の方から伺っていますので、申請の準備をしております。対象は、息子が対象になる補助金制度なものですから、今おっしゃられたご質問の一つのお答えになるんじゃないかなと思っています。

ただ、中長期的にどうなのかなとなるとちょっと微妙なところがあるんですけど、この補助金が期間限定になっているんですよ。その点、その先はどうするのかっていうところは、確かに今後の課題かなとは思っております。

阿 部 委 員
法 人 担 当 者

そうすると、5年間の補助制度を使うということでもいいんですかね。新規就農かなんかで。そうです。新規就農です。確かに2年か3年でした。

阿 部 委 員 員 だから、そうすると資金繰り計画とか営農計画とかそういうのを出さないと、それが本来ならこういう農業委員会にも出してもらわないと、今初めて聞いたことなもんで、子どもが、ぜひそういう点では、計画するときこういうのでいいかっていうことを関係課に遠慮なく聞いて、どうやって計画を立てたらいいのかという相談をしながら、ぜひ作り上げてもらったほうがいいと。

法 人 担 当 者 長 はい。
議 長 よろしいですか。ご理解いただけました？では他に。

曾 根 会 長 代 理 長 いいですか。

議 長 どうぞ。

曾 根 会 長 代 理 長 阿部委員さんとちょっと関係するんですが、経営内容の中の販売金●●ってあるんですが、その中の費用をどのくらいみておられるのか、ざっとでいいんですが。

善 財 地 区 調 査 会 長 長 その中で費用をどのくらいみているか。

法 人 担 当 者 長 大きなところは委託先への委託料ですね、醸造の。

議 長 栽培経費、販売経費、それら経費が当然発生してくると思うんですけども、最終的にどのくらい残ってという話になると。そこまでは、大まかには分からないですか。

法 人 担 当 者 長 委託の醸造費です、多分。すみません、ちょっとその点は、分かんなくて。ちょっと委託先との契約上、言わないでくださいと言われていた部分とか、ちょっと絡んでしまうところがありますので。

議 長 長 そういった要素もあるよと、理解いただきたいと。

法 人 担 当 者 長 はい。

議 長 他によろしいですか。そしたら、●●さん、ありがとうございます。今の●●さんからのご説明をお聞きしながら、私どもに提出されている農地の貸し借りの審議をさせていただくということで。ただ、結果については改めてご報告申し上げますので、今日のところはこれで退席していただきたいというふうに思います。本当にどうも今日はご苦労さまでした。ありがとうございます。頑張ってください。

法 人 担 当 者 長 ありがとうございます。お時間いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

議 長 長 ご苦労さまでした。

【法人担当者退室】

議 長 長 それでは、ただ今の法人の案件につきましては、事案第 268 号で審議をいたします。

それでは議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第 266 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 266 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
兼事務局長補佐 ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番
から 7 ページの 22 番までの 22 件でございます。内容につきましては、22 件全てが所有権移転案件となります。農家創設の案件は
ございません。10 アール未満の案件は 8 番、9 番、22 番の 3 件
です。

なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとな
っておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地
等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺
農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じ
る恐れがある場合など、許可することができない要件について確
認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも
許可要件を満たすと判断しております。以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査
会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告につい
て、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会
長から、1 番から 8 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部地区の善財です。1 番につきましては、有償による所有権
移転。水田でありまして、自宅に程近い位置にある水田を所有し
たいということで要件を満たしており、許可相当と判断しまし
た。

2 番、こちらは受人のところに書いてあるとおり農地所有適格
法人でありまして、ご覧の経営を行っている法人であります。受
人が所有する農地に隣接した本件申請地を取得して、この土地で
はブルーベリーを作りたいということでありまして、渡人 3 人い
らっしゃいます。これについても要件を満たしており、許可相当
と判断いたしました。

次のページですが、3 番、贈与であります。所有権移転、無償
です。こちらは受人の方は僧侶ということで、お寺さんでありま
すけれども、渡人は 2 名であります。それぞれお檀家という関係
にあるということで、それぞれ畑をお寺に贈与したいというこ
とであります。要件を満たしているということで許可相当と判断い
たしました。

4 番であります。有償による所有権移転でありまして、こち
らは渡人が分家、受人が本家の間柄でございますが、受人の自宅
に隣接した本件申請地を所有権移転したいということで、サツマ
イモ等を作るということで要件を満たしており、許可相当。

それから 5 番でありますけれども、こちら贈与の案件でありま
す。受人が現在耕作している土地の隣接もありますし、近接した

畑もあります。こちらを耕作したいということで、無償で贈与したいということでもあります。要件を満たしており、許可相当。

それから6番であります。こちらは有償の所有権移転ですが、現在、りんごが栽培されている畑でありまして、既に借入れ済みの土地を、今回所有権を受けたいということでもあります。要件を満たしており、許可相当。

それから7番であります。こちらは昨年12月に農家創設案件として、渡人、受人それぞれ同じ人同士の案件が許可になりましたけれども、当初の取得農地の近接の農地を、また今回、追加で購入して、キュウリ、ジャガイモ等を栽培したいということでありまして、要件を満たしており、許可相当。

それから8番であります。こちらは受人が飲食業とありますけれども、中華料理店を運営されている方でありまして、今回、受人が購入予定の住宅に併設した農地を同時に購入したいということでありまして、む10アール未満の農地でありますけれども、家の前の畑ということで有効利用が図れるということで、許可相当。そういうことで、北部調査会、8案件、全て許可相当ということで判断いたしました。以上です。

議 長 続きます。西部地区調査会長さんから、9番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。9番について説明します。無償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は本件隣接地を所有しており、本件農地を取得して、一体として野菜作りを行うもので、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議 長 続きます。南部調査会長から、10番から18番をお願いします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。南部調査会では10番から18番につきまして審議をいたしました。後ほど一括して判断をしたいと思っております。まずは10番から参ります。10番11番につきましては関連があるため、まとめて報告いたします。これら2件とも有償の所有権移転になります。渡人は同一の方で、受人は10番11番で親子の関係になります。10番は次男であって、11番が父親ということになります。受人の親子、両者とも申請地の近隣で耕作をしているため、この度所有権移転をするものになりました。作付予定作物は、10番についてはさくらんぼ、11番につきましてはりんごとのことです。

続きます。12番については、贈与による所有権移転をするものです。渡人と受人は兄弟の関係にあり、渡人が弟で受人は兄になります。埼玉県にいる弟が長野に戻る見込みがなくなったので、今まで管理していた兄である受人へ所有権を移転するものです。作付予定作物は水稻とのことでもあります。

続きまして、13 番になります。相続財産清算人による有償の所有権移転になります。受人は申請地のうち●●番の一筆を相対による利用権設定で耕作している方です。その貸借している農地とその隣接地を所有権移転するものであります。申請については、既にお亡くなりになったということで、相続財産清算人による申請で、受人は利用権設定で耕作している方であります。作付予定作物はりんごとのことです。

続きまして、14 番については、有償の所有権移転によるものです。渡人と受人は親戚関係であり、千葉県にいる渡人に代わって受人が引き受けることになっております。作付予定作物は水稲とのことです。

15 番につきましては、贈与による所有権移転するものです。渡人と受人は親子関係であり、受人はこれまで両親とりんご栽培を行っており、この度親から子へ、所有権移転するということです。作付予定作物はりんごとのことです。

続きまして、16 番になります。16 番につきましては有償の所有権移転によるものです。渡人と受人は分家と本家の関係であり、分家の渡人は後継者がいないとのことで、本家で後継者のいる受へ所有権移転するものです。作付予定作物はトマト、キュウリ、ナス、ジャガイモ、ナガネギ他ということであります。

続きまして、17 番については、贈与による所有権移転するものです。渡人と受人は、叔父と甥の親戚関係に当たります。申請地の隣接地で耕作をしている受人が引き受けることとなったもので、作付予定作物はりんごとのことであります。

続きまして、18 番については、有償の所有権移転によるものです。受人は、今回申請地を既に相対による利用権設定で耕作している方で、この度所有権移転するものになります。作付予定作物はりんごとのことです。以上、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、最後に東部地区調査会長から、19 番から 22 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。19 番から 22 番、4 件とも有償による所有権移転の案件でございます。まず 19 番ですが、渡人は管理していたんですけど耕作はなかった水田ということで、相談会においてになった中で売却を相談されたということで、そんな中で受人が現在のこの状況も踏まえて取得されたというものです。この圃場は非常に作業もしやすい圃場であるということです。

20 番につきましては、従来から耕作をされていた受人が、今回取得されたということで、該当の圃場は、周辺が受人の農地とな

っている中の一角ということで、取得によって大きな一体となる圃場が確保されたということになります。受人は高田にお住まいということなんですけども、ご実家は若穂であって、弟さんがお住まいになっていて、一緒に耕作を行っているということです。

21 番につきましては、譲渡人のほうで、もう今後耕作はやらない、できないというような中で譲受人が取得されたものですが、当該地、他の人が以前耕作を行っていましたけれども、契約の終了が間近という中で、担当の委員さんのほうへも売買の仲介の依頼を受けたということですが、その時には進展がなかった中で、今回実現したというものであります。この圃場の周辺には、譲受人の耕作地もあるという中で、耕作をしやすい圃場かと思われま

す。

22 番ですが、この農地については、もう本当に山際の、ちょっと条件的にはあまり良くない場所と思われる所なんですけれども、猿避け、いのしかへの電気柵が圃場内の一部に敷設されているというような、ちょっと条件的にはどうかなというような圃場であります。2 筆のうち 1 筆は、46 m²と面積は小さいんですけども、その大きな面積のほうの圃場への出入り用の用地として用いられるような状況です。譲受人は宿泊業をされている中で、東部地区で今、行っている農家民泊の会員として、将来的にも受入者の農業体験の場としても活用していきたいというような方針をお持ちでいらっしゃいます。ということで、4 件とも許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、質問のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑なしと確認し、採決に入ります。議案第 266 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 266 号は、原案のとおり決定いたしました。

引き続きまして、議案第 267 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 267 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から次ページの 6 番までの 6 件でございます。9 ページの 1 番は、進入路を拡幅する転用案件です。2 番は、農業用倉庫を建築する転用案件です。3 番は、住宅の建築と物置を設置する転用案件で、備考欄の農振除外日のとおり、平成 6 年 6 月 2 日付けで農

業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。4番は、農産物加工処理施設と農業用倉庫の建築と駐車場と作業場を設置する転用案件です。備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。したがって、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

10ページをご覧ください。5番は資材置場を設置する転用案件です。6番は資材置場と駐車場を設置する転用案件です。以上の案件につきまして、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の6件の案件は、4件が許可済みとなっております。開発許可の必要な2件は、まだ許可証が届いておりませんが、特段の指摘がないことから近々許可の見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に西部地区調査会長から、1番及び2番、お願いいたします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。1番につきましては、宗教法人の所有する駐車場への進入路として、平成元年から渡人所有の農地の一部を使用してたもので、農地法の申請手続きを怠ったとして顛末書が添付されている追認事案であります。許可要件を満たしております。

2番につきましては、渡人の相続する財産整理により判明した事案であり、双方の親の代から農業用倉庫敷地として使用されており、農地法の手続きを怠ったとして顛末書が添付されている追認事案となります。許可要件を満たしております。以上です。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、3番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 　南部地区の小林です。南部地区調査会では、3番につきまして審議いたしました。信州新町山上条において、住宅の建築、物置を設置する追認の転用申請です。地区調査会に先立ちまして、申請地の担当委員さんが聞き取り調査を行いました。本件は平成6

年の6月2日に農振除外の手続きを行った後、転用許可の手続きを行うことなく、これまでに至り、受人が財産整理をしたところ、名義が変わっていないということに気付いて申請したものであります。住宅については、9㎡の木造のログハウスが2棟、物置が2棟になります。工事を行った際は、隣地に土砂が流出しないように法面を十分確保しており、排水に関しては地下浸透になります。

南部地区調査会で審議した結果、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当とするものであります。なお、平成6年6月というのは、まだ信州新町、長野市ではなかったんですね。長野市に編入されたのが平成22年1月1日からということで、かなりちょっと、だいぶもう日にちが経ってしまっていたということでありまして。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、4番から6番について報告をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。まず4番の案件ですが、こちらの譲受人の方は、昨年11月に農家創設をされた方で、ヘーゼルナッツの栽培をされている方です。その当時から加工所も計画をされていたもので、今回その実践を図るということになります。この申請地につきましては、管理、耕作ができなくなった畑地について地元の方から紹介をいただいたということで、この申請地に隣接する南側には、譲受人が栽培するヘーゼルナッツの畑がございます。というような立地でございます。現在、こちらのほうでは、加工施設ということで、またご自身のヘーゼルナッツについては、まだ収穫には至らないということで、他で収穫されたものを、また将来的には販売も計画されているということがございます。周辺も住宅等に囲まれた一画ということで、周辺への影響もないと判断されます。

続いて5番ですが、こちらは追認の案件です。これは前回の総会の案件として提出されましたけども、一部現状復旧が必要だというような部分もあって、再度申請いただいたものでございます。これにつきましては、10年ほど前から資材置場として、口頭で契約という中で、申請人、譲受人、賃貸をされていたということで、今回これについて担当の委員から、申請が必要な案件ではないかということで情報提供があった中で、今回申請に至ったものであります。これについても周囲への影響等はないと判断されるものです。

最後、6番ですけれども、こちら追認の案件です。引渡人、引受人は親子の関係で、造園業、土木業を営んでおいでになります。今回、経営を息子さんに譲るといった中で、こういった農地

のままの状態の土地の確認ができて、申請に至ったというものでございます。こちらの農地は、お寺の本当に山際の方、金井池という大きな池の近くの農地で、終戦後にお寺さんの農地を取得されたと。当時は沼地的な状態であったという所の農地なんですけれども、その後すぐそばを通っている長野電鉄の工事の残土で埋め立てが進み、それが更地となって、そのまま何年か放置されていたということです。その後、そちらのほうも資材置場として他の事業者に貸していたという中で、現在に至っているということがあります。現在は、ご自身の経営する造園業の資材置場として使用されているということで、一部資材置場となっている用地の中に、この農地が部分的に点在しているというような状況であります。ということでは、何十年という中で、資材置場、そういった利用が進められていて、農地としてこれを復活するというのも困難な状況であり、周辺の影響もないということでもあります。ということで、問題ないと判断します。ということで、3件とも許可相当と判断をした内容でございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。特に発言ないですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、発言なしと確認をいたします。それでは、議案第267号について採決に入ります。許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第267号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、別冊1、議案268号を議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 長野市農業政策課の松田と申します。本日、本件担当の洞野が不在ですので、代理で対応させていただきます。よろしく願い
松 田 いたします。

議 長 着座でどうぞ。

農 業 政 策 課 では、議案第268号農地中間管理事業の推進に関する法律第
松 田 19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の意見聴取についてご説明申し上げます。初めに、議案の訂正がございましたので、そちらについてご説明申し上げます。

本日、お手元に第28回総会議案訂正票（農地中間管理事業法関連）と差替えの資料、両面印刷をお配りしております。まず訂正票をご覧ください。議案第268号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計

画の意見聴取についての議題について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について訂正をいたします。また、議案第 269 号の議題につきましても同様に訂正をいたします。

次に、差替え資料及び別冊 1 の 1、2 ページをご覧ください。別冊 1 の 1、2 ページについて、次に説明します取り下げに伴い、集計数値及び人数の修正のため差替えを行いました。次に、別冊 1 の 7 ページをご覧ください。番号 12 番の借受人、●●さんの住所について、長野市大字上駒沢●●番地に訂正をいたします。

最後に別冊 1 の 126 ページをご覧ください。番号 85 番の貸付人、●●さんが、長野県農業開発公社を通じて農事組合法人●●さんに貸し付ける件について、取り下げをいたします。議案の訂正に関する説明は、以上となります。

それでは、議案の説明に入ります。市町村から機構に提出する農用地利用集積等促進計画案については、同法第 19 条第 3 項において、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画案の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること、②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること、③利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、④当該土地が地域計画の区域内の農地であるときにあっては、その定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が、当該地域計画の達成に資すると認められることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、差替え資料の 2 ページをご覧ください。利用権設定の件数及び面積は、総件数 392 件、総面積 525,122.48 m²でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回利用権の設定を受ける方は 128 名、利用権の設定をする方は 340 名となっております。

続いて、別冊 1 の目次をご覧ください。今回農家創設をする方は 2 名で、氏名、該当議案番号は表のとおりです。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただ今、農業政策課より説明をいただきました。それでは、地区調査会長から検討結果について補足説明及び農家創設を含めて報告をお願いします。また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに北部地区調査会長から、別冊 1 の 3 ページ 1

から 21 ページの 51 までの地域計画区域分と、98 ページ 1 から 99 ページ 4 までの地域計画区域外分について、ご報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部調査会の善財です。本件につきまして、原案どおり決定することに特に異議はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、別冊 1 の 22 ページ 52 番から 44 ページ 120 番までの地域計画区域内分と、99 ページ 5 番から 107 ページ 30 番までの地域計画区域外分について、ご報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区の事案につきましては、原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 それでは続きまして、中部地区調査会長から、別冊 1 の 45 ページ 121 番から 53 ページ 147 番までの地域計画区域内分と、108 ページ 31 番から 126 ページの 86 番までの地域計画区域外分について、ご報告をお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。先ほどお話を聞きさせていただきました法人の農家創設、先ほどありましたように、計画内が 131 番、外が 35 番でありますけれども、意見聴取に求められる要件を満たしておりますので、これも含めて中部地区の案件については、原案どおり決定することで問題なしというふうに判断をいたしております。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊 1 の 54 ページ 148 番から 70 ページの 196 番までの地域計画区域内分と、126 ページ 87 番から 129 ページの 94 番までの地域計画区域外分について、ご報告をお願いします。

小林地区調査会長 南部調査会です。今お話がありました地域計画内及び地域計画外の案件につきましては、原案どおり調査会では問題なしということで決定いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、別冊 1 の 70 ページ 197 番から 97 ページの 279 番までの地域計画区域内分と、129 ページ 95 番から 135 ページの 114 番までの地域計画区域外分について、ご報告をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。調査会において意見聴取を行いましたが、原案どおり決定することで問題はないと判断をされたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 1 の案件を除いた案件についての質疑採決を行います。それでは、農業政策課の説明及びただ今地区調査会長からの報告について発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。阿部委員。

阿 部 委 員 先ほどの、株式会社●●さんの創設資料なんだけど、さっきも代理からもあったように、農業の関係の経費もどのくらいかっていうの、事業計画概要も、相談されて作ったのかどうかということなんだけど、農業委員会や農業政策課のほうで相談を受けて作ったのかな。

議 長 事務局及び農業政策課さん、コメントありましたら、お願いします。どうぞ。

笠 井 主 幹 本件につきましては、農業政策課と事業者、法人と相談をしながら作っているものです。ですので、過去の事例等を参考にして作成していると考えております。

阿 部 委 員 そうすると、ちょっともう一度、要するに作る計画の中身をもうちょっと実現性じゃなくて事実に基づいた、黒字になるように作れなんてことはあり得ないんで、農業やって5年で黒字になるなんて簡単にならないもんね。だから、その赤字も覚悟で農業に参入するんだってということが農業委員会に伝わるような中身にしないと、農業委員会だって困るんだよね。俺らだって困るよね。大雑把な、オブラートにくるんだような答弁では、本当に悪いけど、代表者が長野に来ると言った日数と報告の日数とまた違っちゃってんだよね。240日っていうのは息子さんが一番やるっていうことだから、本来はそこを中心にして、事実240日やるんだから。もう一つは、5年間の補助制度も受けるっていうこと言っているわけでしょ？個人で農家をやっているのと法人でやっているのと、またちょっと違うんだよね。法人の場合にはみんな決算書は公表することになっているわけだ。信濃毎日新聞か官報か、どっかにね。それがちゃんと約束されているわけだよ。そういうことの中身でいくと、確かに20年間個人でやっていて、その経験が、もう全部、だから逆に言えば税理士に任せて作ってもらえば、もっと分かりやすいの作ってくれたと思うんだよ。農業政策課がもし絡んでるんだったら、それはちょっと指導上、もうちょっと最低でも収入と支出、それで機械とかどういうものを資金繰りでやるのかっていう、そのぐらゐのことはやっぱり指導しないと。それで、仮になんだけど、これが駄目だったら十分な中身で駄目だったときに、息子さんの5年分の補助はどうなるの？また別個の問題になるの？

笠 井 主 幹 多分、受けられなくなると思います。今回、この事業を進めるという前提で耕作証明を出します。その耕作証明に基づいて、県の農業会議の補助金を受けるというご説明を伺っております。ですので、これ今回、許可にならないと駄目になるかと思っています。

阿 部 委 員 だから余計に、ちゃんとした指導をして作り上げて代表者が説明できるようにしてやらなきゃ、せっかく気持ちは分かるけど、

裏付けの、そこんこの資料をちゃんと出さないと。農業委員会が、オブラートじゃないけどグレーゾーンで、いいやいいやで、農業委員って何やってんだって言われた場合に、我々が困っちゃうんだよね。

議

長 いずれにしても、阿部委員さんおっしゃるとおり、補助金の制度のところもちょっと聞いてないし、どういう制度を受けて、そのために何をしなきゃならないかってことはあると思うんで、そこはちょっとはつきり、後でもいいんで、そこをちゃんと出してくださいと。少なくとも営農計画書をもう少し詳細に。それは別に無理なお願いじゃないと思うんだけど。先ほど言ったように、経費も分からないんだったら、それはちょっとあまりにもね。もうちょっと我々が納得できないと、いただけるんじゃないですか。

笠井主幹
兼事務局長補佐

そうですね。経費の点につきまして、私、事前に先ほどお聞きしたんですけれども、一番かかる経費がワインぶどうを醸造する委託経費ということでした。金額についてお聞きしたんですけれども、それは先ほど●●さんのほうからお話ありましたとおおり、委託先との関係上、その経費については説明できない約束になっているということでした。それが一番かかる経費で。あと、消毒等の費用につきましては年間●●円、ここまで若干聞いているところでございます。

阿部委員
北村地区調査会長

いや、だから・・・。

ちょっといいですか。阿部さんのおっしゃっていることは理解できるんですけど、ここはつきりさせてほしいんですけど、今回、決議を取っているのは権利移転なんだよね、中間管理機構を使った。これについて、助言はたくさん、それはする必要あるんだけど、今、要するに全部、効率化しますよねと。それから常時従事OKですよ。その二つで意見を求められているんで、まずそこではつきりそこを区切って考えたい。

それで、営農計画については僕もこれ勉強しましたよ、付け焼き刃だけでも。これは法律で求められているものじゃなくて、長野市としてルールを決めたものなんだよね。そして今までも収支を出したものはありません、今まで見たけど。したがって、今回、それは親心、いろんな地域の人だからいろんなことを助言してやりたいっていうのは、それはそれでこれからそういうことをしたほうがいいということであれば、参考資料として添付してもらおうというようなことを、そこはそういう整理にしてもらえませんか。だから私、わざわざ阿部さん向けにさっきね。

阿部委員
北村地区調査会長

もらった。

そのことを言ったんですよ。

阿 部 委 員 　ただ、会社としてやるわけだ。会社として賃貸もやるわけだよ。元なんだよ。だから、元の会社がちゃんとしたことが説明できないと、その元が借りるんだから。

北村地区調査会長 　会社経営は彼らの責任の範疇で、我々がどうこう言う話ではないんですけども。しかし、確かに阿部さんの言うとおりに、それは答えてよねとは、聞くことはこれ何を聞いてもいいわけですが、この場ではね。だからそこは安心できるようなことをしてもらいたいなという指導は、農業政策課にはそれはお願いしたいし、これから今後の要するに営農計画、その作り方、課題、問題点、それは整理してもっと充実していくと。守秘義務もあるから、出せるものと出せないものもあるかしらんけど、そこはそれで研究していくってことじゃないですか。

阿 部 委 員 　だから、相手先との関係では信頼関係でどこの会社でやるなんてことは、いちいち出さなくてもいいのよ。金額なんかは、言ったってここはみんな守秘義務持ってる人間だけなんだから。本来ここでしゃべったことを他人に漏らせば、うちらが罰則されるわけじゃない。そういうことまで分かっているのかどうか知らないけど、相手の会社のことをいちいち聞くわけじゃなくて、どのくらいの経費かかるかぐらいは言えないと、本当に頑張ることができるのかどうかという問題になっちゃうわけだ。申し訳ないけど、俺、この議案については退席させてもらいたい、賛否のときに。

議 長 　意思表示ができないということですね。事務局でそれに対してなんかコメントありますか。特にないですか。

農 業 政 策 課 松 田 長 　今のお話は、いったん課に持ち帰らせていただきます。

議 長 　確かに今までの法人さんの提出資料の中で、いわゆる経営内容、細かく提出してもらったことはない。今までの、今日出されたレベルしか出てないことは事実なのね。ただ、それを議論の中で深めていった経過は確かにあります。なもんで、私どもとしては、一番は農地が健全に耕作され、更に周りに迷惑掛けないようにしているかどうかというのが、まず第一の確認事項。それはちゃんと今の段階では中部地区調査会長から、それはいいよという報告を受けているんで、それを前提に採決に入りたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。はい、清水委員。

清 水 委 員 　個人でも、今までの経験で、私、農業公社にいたりした関係も含めて、ちゃんとそういう意味では収支計画等はでたらめとは言えないけど、いろいろご指導して作って、こういうところで説明をされていたと思うんですよ。今回、そういうことは、要するにブラックボックスみたいなやり方っていうのはないんじゃないかなと思います、私も。個人でもちゃんと農家創設について、そ

ういうのを結構、出していますよ。赤字は赤字でしょうがないかなって。

議 長 別に数字のラインについては、そこはともかく私ども責任持つことではないのであれなんですけども、大丈夫かということの中身の確認は分かるんで。じゃあ、いずれにしても事務局のほうで、もし可能であれば追加で、もう少し。それは無理ですか。

笠井主幹
兼事務局長補佐 強制力がない。

議 長 強制力がないということですか。他、ご意見。今の件で。じゃあ、どうしましょうか。

北澤委員 ちよつといいですか。先ほど、経営の補助金も借りるっていうお話でしたんですけど、そのときはそういうの提出しないと駄目ですよ。

笠井主幹
兼事務局長補佐 ちよつと私も、国の新規就農者の補助金だと思っていたんですが、聞いたら農業会議の補助金というふうに聞いたので、ちよつとどのような中身のものか分からなかったんですね。

北澤委員 そうなんだ。新規就農者でも出しますよね。国の一つ下の段階の補助金でも出しますよね。ましてや国の補助金だったら、ましてや法人ですよ。それで提出しないと多分、許可にならないんじゃない。私ら、法人の調査をしますよね。そのときにそういうの、計画どおりには進んでいません、先ほど言ったように。見ますもん。指導といっても本当に農協さんと私らと、県の技術指導員の方が畑見たりして指導する以上の指導はできない。口頭指導ですけども。書類上のあれはあるはずだと私は思っていたんです、法人ならね。法人じゃない農家創設ならそれはないと思うんですけども、法人の場合は確か、どこまで。私は、●●さんっていう方が赤沼で農地を借りてて、やってるのを検査しております。計画書はそんな厳密にはできてませんけど。確か、それに則って、特に補助金もらってる人は、これでいいですか、3年5年もらっても3年とか、毎年あるんですよ、に引っ掛かるんじゃないかなと思ったから、書類は出すんじゃないかなと。一般の農家だったらきっと出さないと思うんですよ。私らも、北部調査会でも過去に出したことないんですけど。法人さんは、法人の補助金を得ているからそういうことしたんですかね、私ら。長野市のほうから来ますよね、法人調査ってのが。

笠井主幹
兼事務局長補佐 ありますね、はい。

北澤委員 そこには計画書、一応ありますもんね。

笠井主幹
兼事務局長補佐 すみません、確認しなければ分からないので、この場ではちよつとお答えできないです。

北澤委員 私ら金のことについては追求しなかった気がします。以上です。

議長 局長、どうされますか。取りあえず、今のいわゆる後出しでもいいんで、そういった資料を出していただくという前提で採決に入るのか、必要ないという判断で採決を求めるのか。

大島事務局長 すみません、僕も法的な部分がよく分からないのですが、先ほど阿部委員、言われたように、ここで法人が経営できるかどうかという判断を基に貸し借りを決めるのか、それとも会長が言われたように、農地をちゃんと守ってもらうっていうことを判断して貸し借りを認めるのかってところが、一番の今、境なのかな。ちょっとお聞きしたんですが、僕も法的な部分が分からないので、その判断で結論が出るんじゃないのかなってちょっと思ったんですけど。

北村地区調査会長 そりゃそうです。だから、おっしゃるとおりだと思いますね。だから今、北澤委員のおっしゃっていることもそれは僕が聞いた限りでは、今回出す必要あるの？と確認したら、ないということで。法人として、これで農家創設すれば以降の決算は当然、提出するということなんですかね。そういうふうにはちょっと聞いたんですけども。なもんだから、今回の意見聴取は何求めているの？と。これも県に行って聞いてきましたけども、そういうことは経営ってということじゃなく。経営、聞きたくなりますよ。

北澤委員 あえて言えば、補助金関係では必要だけれども。

北村地区調査会長 補助金の議論もここでいいのかなというのは、ちょっと、僕は補助金のことはもう全然分かんないので、あれなんだけど。

阿部委員 補助金の関係は今日初めて聞いたんですよ。補助金だって法人の申請でしょ？

北澤委員 やっぱり。許可のほうはいいってことなんですか。

議長 私がちょっと危惧してるのは、長野市農業委員会で認めたというお墨付きを持って、例えば他の団体に、長野市が認めているにという話が出たら、私にとって非常に、そこら辺はあらかじめきちっとしとかなきゃいかなんという気持ちを持っています。補助金を受けることになると、そこら辺も整理しといたらどうかなというのの一つ。

大島事務局長 補助金も農地を借りて初めて農業できるので、補助金が申請できるんじゃないかっていうのもちょっと思ったんですけど、その辺の判断がちょっと分からないんですけど。

逆に、農地がなければ農家創設とか農業できないので、ここで貸せるというのが先であって、それから、ちゃんと法人としてやっていけるように指導するっていうのがさっき会長言われたように、農地、今回はお貸しします。しかし、経営状況がはっきり

してないところはちょっと危惧されるので、農業委員会としてはこういうふうに指導しますっていうような、何ていうんですかね。

議 長 条件付きをね。
大島事務局長 条件付きみたいなので、できるのであれば、僕はそういう形がいいのかなとちょっと思ったんですが。

議 長 そういうことで、このまま採決をしたらどうかなというふうに思うんですけどね。強制力まではないですけど、今後、当然それぞれのハードルを超えてくためにはそういったことも必要じゃないかということで、参考資料として出すということでもいいんじゃないかと思います。

奥山委員 法人以外だから報告書は出さなくていい。適格法人以外ということだから、農業委員会に出す報告書は出さなくていいってことだよな。

笠井主幹
兼事務局長補佐 一応、報告は適格法人も普通の法人も同じく出していただく。
奥山委員 出してんだよね。それは毎年毎年だもんね。決算ごとだもんね。
議 長 そう、決算ごとでね。

笠井主幹
兼事務局長補佐 その中で、適格法人は農地を所有しますので、より厳しく審査対象にはなりません。今回は貸借ですので、これは駄目だったっていうこともあり得るかもしれませんが、所有するよりは比較する対象はちょっと軽くなっているというのが現実ですね。

大島事務局長 中身は、3条じゃなくて中間管理でやるので、中間管理機構が借りて貸すっていう形で、特に清水委員と同じで僕も農業公社にいたときに、結局、なんで中間管理を使うかっていったらすぐ貸せれる、それはもう中間管理機構が、これは各地区で一つしか法人として認められなくて、そこの権限として貸せれるので、割と柔軟に貸せれるから、当時はどんどん貸せと。遊休農地にならないようにという形でやってきた中のものが今の中間管理機構になっているので、ここで言うと農業委員の意見を聞くっていうふうになっているので、意見として今言ったように、ちょっと経営については厳しいと思うのでこういうふうにしてほしいとか、条件を出すということが逆に意見を聞く中のことかなというふうに、僕は自分で解釈していたんですけど。

松橋事務局長補佐 すみません、事務局から。今回、中間管理の案件ということで約●●の貸借で、その期間について農業委員会のほうで意見決定をするということになります。視点としては、皆さん3条で審議しているんですけども、全ての農地を効率的に利用することができるかどうか。あと従事要件ということで、法人の場合は法人の構成員のうち1名以上が常時従事するかというこの視点で見ま

すので、その点についてちょっと審議をして決めていただければと思います。

意見等については、あくまでもこの二つについて見た上で、この視点での意見でしたら考えられるんですけども、その営農計画、今の法人の営農計画は、その2点についてどの程度、影響するかというのは、事務局としては深く影響しない点かと思います。さらに先ほど農業政策課でも営農計画の件については、持ち帰って検討しますという答弁をしておりますので、そのことを踏まえて採決をお願いできればと思います。

阿 部 委 員
議 長
阿 部 委 員

ちょっといい？

はい、阿部委員。

今は有限会社がなくなったんだけど、株式会社の申請のときに法務局に申請すればできるんだよね、条件満たせば。今どうなっているか分かんないけど、1円から資本金でできるっていうのがある。ところが、農家創設、法人農家っていうことになると法務局で登記ができるの？このまま。普通の株式会社、これが最初、株式会社で、不動産やったりいろんなことやって、商売やって、それは法務局に登記して、それで法人格を持って営業してきたわけだ。今度は新たに農業部門の定款を変更したわけだ。定款変更したときに法人農家としての登録ができるのかどうか。要するに農業委員会に諮らないと法人農家として認めるのか認めないのかっていうその辺のところ、それがどうなっているのかっていうのを教えてほしい。

松橋事務局長補佐

法人として農地を所有する場合、農地保有適格法人と言うんですけども、この法人については認めるとか認めないっていうのが農地法で、貸し借りするときだけその要件を審査します。その農地を保有している法人については年に1回、報告を農業委員会に出さなくてはならないということが法律で決められています。

ただ、それ以外の法人については特に認めるとか認めないということもありませんし、報告については、報告は出していただいておりますけども、その農地法に規定する報告というものはまた違う性質のものになりますので、なので特に適格法人以外の法人を認めるとか認めない、そういったことはありません。

阿 部 委 員

だから法務局に登記するときに、最初から農業をやるとかやらないとか、農業をやるつつ法務局に登記すれば登記はできるんだよ、法律的には。ただ、実際に農地を借りてやる時、また買うときには、今も言ったように農業委員会の許可っていうか、これが認めるか認めないかというので農家創設になるっていう、法人農家にね。そこなんだよ。法人は法人でいいけど、しかし実際にやる時にはさ。だから、余計に農業委員会に出すときには、

ある程度の中身ぐらいいは分かるようにして出さないよ。他にもみんなやっていることだからさ。個人だって何だってそうだし、認定農家だってそうだよ。みんな出してんだよ。それはよく分からないから農業政策課に行って相談しながらみんな作ってんだよ。それで結果はなかなか、500万の所得なんてもらえないんだよ。もらえないっていうか、取れないんだよ。そんなの、農家は実質的にはみんな分かっていることなんだよ。そういうことをやっぱり基本的にはちゃんと教えてやって、進めるようにしないとさ。

議 長
阿 部 委 員

だから、要はそれはあくまでも前提でという話でしょ？
相談されたときには、そういうことを指導していくってことがさ。

曾根会長代理

それと、今、経営内容を見ると、長野県作物経営別指標ってあるんですよ。これは全部、何時間かかって、費用がどのくらいかかってって長野県で出しているんですよ。それを見て作ったってことになるよ、やはり受け付けの時点で、確認が必要じゃないかなと。例えば、1,700キロってのはもう県の指導の多分キロ数だと。そうするとこのキロ数を出すには、その県の栽培指標には、費用がどのくらいかかるかって、ちゃんと載っている。そこらはちょっと受け付けのときに見てやれば、いい資料、経営計画もできるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

北村地区調査会長

重なりますけども、それはこれから農業政策課、長野市として営農計画ということのルール作りでそういうものが必要だということをや整理してってもらいたいと思います。今まで決算書を添付しなさい、それから収支計画を出しなさい、あそこに出しなさいというところは、出してきたところもある。合わないということで、ちょっともめた案件もありました。

でも、基本ではそれを要求してない。その営農計画のプレゼンを参考にしながら農地を借りると。それについての今回、判断をするということ。それは経営がどうこうということじゃなくて、その二つですね。さっき事務局のほうが言っていましたけども、効率利用、常時従事のその二つで判断しないと本当おかしいと僕は思います。それは全て出てみんな納得してやれば一番いいんですから、それはそれで整理をしていけばいいんじゃないですか。

仮に、これでもし駄目っていうふうにした場合に、彼らから訴えられたときに本当に闘えますか。助言の範囲と今の判断する基準というところは、ちょっとこんがらがったままというふうになります。

阿 部 委 員
北村地区調査会長

北村さん、訴えられるってことはないよ。
いや、ないかどうかは分からないけど。

- 阿部委員 訴えられることはないよ。
- 阿部委員 長 すみません、ちょっと時間もあれなんでね。先ほど言ったように私のほうから提案したように、基本的にはまず少なくとも現行では、借りる農地が、きちんとやっぱり健全な意味で管理されているということは、まず確認をすることが一つです。
- 阿部委員 長 だけど、先ほど、法人という絡みもあるんで、当然、経営という観点から、いわゆるこの案件処理が終わってから以降でも、ここは提出求めてもいいと思いますよ。悪いことじゃないんだから。そういうことで、委員の皆さんにご了解いただけるような形でどうでしょうか。
- 阿部委員 長 それを付帯という形でやるっていうこと？
- 阿部委員 長 強制力はあるかどうかは分からんけど、とにかく提出をぜひ希望しますという話でどうですか。
- 笠井主幹 兼事務局長補佐 長 その資料の中身につきましては、会長、会長代理お二人に最終判断していただく、そのような形でよろしいのでしょうか。
- 笠井主幹 兼事務局長補佐 長 それはお任せいただきたいんですけど。そういうことで、この場につきましては進行させていただきます。それでは、今、審議最中でございます。それでは、それ以外、阿部さんの質問以外に、ご質問、ご意見あればお願いいたします。なしですか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 それでは、これ以上なしということで確認をいたしました。それでは、採決に入ります。議案第 268 号のうち委員が関係する別紙 1 を除いた案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。それでは、次に委員が議事に参与することができない別紙 1 の案件について審議、採決を行います。最初に、別紙 1 の 6 ページの 11 番は●●委員が関係しておりますので、●●委員、退席をお願いいたします。
- 議 長 【●●委員退室】
- 議 長 それでは、当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 それでは、発言はないということで確認をいたしましたので、採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

- 議 長 【●●委員入室】
引き続きまして、38 ページの 101 番、41 ページの 109 番、104 ページの 20 番は●●委員が関係しておりますので、●●委員、退席をお願いします。
- 議 長 【●●委員退室】
それでは、当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。
- 議 長 【質疑なし】
特にないということを確認いたしました。それでは採決に入ります。当案件につきまして原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。
- 議 長 【●●委員入室】
続きまして、81 ページ 229 番と 230 番は、私、●●が関係しておりますので、退席いたします。また、議事進行は農業委員会等に関する法律第 5 条第 1 項第 5 号に基づき、曾根会長代理さんをお願いいたします。よろしくをお願いします。
- 曾根会長代理 【●●会長退室】
では、会長の代理として議事を進行いたします。当案件について発言がある方は挙手をお願いいたします。
- 曾根会長代理 【質疑なし】
質疑ありませんので採決を行います。当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- 曾根会長代理 【全員挙手】
ありがとうございました。全員賛成です。●●会長の入室を許可します。
- 議 長 【●●会長入室】
続きまして、20 ページの 48 番は●●委員が関係しておりますので、退席をお願いします。
- 議 長 【●●委員退室】
それでは、当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。
- 議 長 【質疑なし】
ないことを確認いたしました。それでは採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可い

たします。

【●●委員入室】

議 長 以上で、議案第 268 号は、全て原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第 269 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第 269 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第
松 田 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取についてご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手へ貸し付ける計画になります。

それでは、別冊 1 の 136 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は 8 名で、賃貸借及び使用貸借により 38,922 m²を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

続いて 137 ページをご覧ください。こちらは地域計画区域内の農地に関わる計画になります。番号 1 は、●●さんが大町地区で水稲を栽培する計画。番号 2、3 は、●●さんが津野地区及び赤沼地区でりんごを栽培する計画。番号 4 は、●●さんが戸隠豊岡地区でソバを栽培する計画。番号 5、6 は、●●さんが戸隠栃原地区でソバを栽培する計画。番号 7、8、9 は、●●さんが篠ノ井小松原地区及び篠ノ井岡田地区で水稲、大豆及び麦を栽培する計画。番号 10 は、●●さんが篠ノ井東福寺地区で野菜全般を栽培する計画。番号 11 は、●●さんが信更町田野口地区で水稲を栽培する計画。

142 ページをご覧ください。こちらは地域計画区域外の農地に関わる計画となります。番号 1 は、●●さんが篠ノ井東福寺地区で野菜全般を栽培する計画。番号 2 は、●●さんが若穂牛島地区でソバを栽培する計画。説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 農業政策課の説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果について、意見等のご報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、別冊 1 の 137 ページ、1 番から 3 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部地区調査会の善財です。本件、原案のとおり決定することに異論はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、別冊 1 の 138 ページ、4 番から 140 ページの 6 番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件につきましても原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊 1 の 140 ページ、7 番から 141 ページの 11 番、142 ページの 1 番についてお願いいた

- 小林地区調査会長 します。
- 小林地区調査会長 南部地区の小林です。7番からですね。南部調査会でも審議をした結果、原案どおり問題なしということで決定いたしました。以上です。
- 議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、別冊1の142ページ2番についてお願いいたします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。原案どおり決定することで問題はありません。以上です。
- 議 長 それではこれから質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第269号について原案どおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第269号は、原案どおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第270号について事務局より説明をお願いします。
- 笠井主幹兼事務局長補佐 議案第270号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から27番まででございます。一番下の面積の集計をご覧ください。今月ご決定いただくものは、山林が6筆で面積が5,755㎡、原野が21筆で面積が7,079㎡、合計が27筆、12,834㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件について発言がある方の挙手を求めます。
- 【質疑なし】
- 議 長 発言がないので締め切ります。議案第270号について原案のとおり決定をすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第270号は、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、報告第85号、報告第86号、報告第87号について事務局より説明をお願いします。
- 笠井主幹兼事務局長補佐 報告第85号 農地法第4条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊の15ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届出となり自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。

いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 86 号 農地法第 5 条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊 17 ページをご覧ください。番号 1 番から 19 ページの 9 番までの 9 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 87 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についてご報告申し上げます。本冊の 21 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

議長 長 　ただ今、事務局から報告第 85 号、第 86 号、第 87 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。

奥山委員 　すみません、ちょっと教えてもらいたいんですが、17 ページの 2 番、農地を●●自体が持つことは可能で、それを個人に売ることって可能なの？

議長 長 　申請番号 2 番ですね。

奥山委員 　2 番。その下は逆に個人から●●だからいいんだけど、農地が、こういうことってあり得るのか。宅建業者が農地を単純に買って持っていられるものなのか、それ自体、分からない。

議長 長 　事務局でどうぞ。

松橋事務局長補佐 　こちらは、市街化区域内の農地ということで、農地法の転用の要件としては届出をすれば転用できるということで、原則として農地以外のものに将来的に使用することを前提とした区域の中にある農地になります。本件について詳細はちょっと確認できないんですが、この●●は過去に届出をして、権利を取得したんですけども、登記のほうも移しています。登記のほうも●●にしたんですが、実際に事業を実施しないで、そのまま農地の状態になっていたと。それを取消して、今度、新しく●●さんのほうに売り渡すために、また転用の届出を出したんですが、登記は●●に変わってますので、そのまま届出としては●●から●●さんという形で、届出が行われるというものになります。

奥山委員 市街化区域ならいいってこと？

松橋事務局長補佐 そうですね。厳密に言うと好ましくないんですけども、実際にはこういった案件が何件か、年間では出てきております。

議長 法には抵触しないですか。

松橋事務局長補佐 そうですね。抵触するということではないですね。

阿部委員 だから、1番も受け入れしているよ、農地。●●。

奥山委員 住宅で変更するってことなんですね、多分。同じようなことをやっているってことだよ。農地じゃ駄目だけど。

阿部委員 事実上、農地として使っていないってことなんだよね。

議長 他にないですか。もうよろしいですか。ありがとうございます。この3件につきましては報告事項でございますので、それぞれご確認をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 続きまして、議案第271号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたしますが、いいですか。継続して進めますよ。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。よろしくお願ひします。こちら資料1をご覧ください。本議案につきましては、今月の地区調査会でご説明をいたしまして、委員の皆さまからは特に修正等のご意見はございませんでした。つきましては、本総会でご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明及び報告がございました。ただ今の説明に対し、何か発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

議長 【質疑なし】

議長 それでは、質問がないので採決に入ります。議案第271号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第271号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、予定をいたしました議事が全て終了いたしました。議事になるようなご意見は特にありませんかね。なしと確認いたしました。長時間ご論議いただきましてありがとうございます。本日の議事についてはこれで終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。曾根代理のほうに進行をお願いいたします。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございます。次に、8その他に移ります。本日の議事全体としまして皆さんからご意見等ありましたら

お願いします。よろしいでしょうか。なければ事務局から今後の日程についてお願いします。

西村事務局長補佐

事務局の西村です。私から今後の日程について申し上げます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第 29 回総会は 6 月 30 日月曜日の午後 1 時 30 分から、第 1 庁舎 4 階の会議室 141 で行います。会場が第 1 庁舎になりますのでお間違いのないようご注意ください。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。2 の 6 月の地区調査会及び農家相談会の日程を記載しましたので、よろしく願いいたします。3 の今後の会議等日程につきましては、6 月 13 日金曜日開催の第 28 回役員会ですが、青木会長が別の会議の予定がございますので、開始時間を午前 9 時に変更させていただきますのでよろしく願いいたします。

また、7 月開催の役員会、総会の日程を追加いたしました。7 月 31 日木曜日開催の第 30 回総会につきましては、開始時間を通常より 1 時間遅らせ午後 2 時 30 分開始としますのでご注意ください。連絡事項は以上です。

曾根会長代理

以上で、第 28 回総会を終了といたします。皆さまお疲れさまでした。